

議案第 1 7 号

宇治市水道事業給水条例の一部を改正する条例を制定するに
ついて

宇治市水道事業給水条例の一部を、次のとおり改正するものとする。

令和 8 年 2 月 1 7 日提出

宇治市長 松 村 淳 子

宇治市条例第 号

宇治市水道事業給水条例の一部を改正する条例

宇治市水道事業給水条例（昭和 3 7 年宇治市条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 号を次のように改める。

(2) 「一般用」とは、浴場営業用及び臨時工事用以外の用に水道を使用するものをいう。

第 3 条中第 3 号から第 5 号までを削り、第 6 号を第 3 号とし、第 7 号を第 4 号とし、第 8 号を第 5 号とする。

第 2 5 条各号列記以外の部分中「に掲げる区分」を「の表に定めるところ」に改め、同条の表を次のように改める。

(1) 一般用

料金 メ ー ター の口径	基本使用料		超過使用料（1 立方メートルにつき）					
	水量	使用料	1 段	2 段	3 段	4 段	5 段	6 段
1 3 ミリメートル	8 立方メートル	1, 4 7 0 円	9 立方メートル	2 1 立方メートル	4 1 立方メートル	6 1 立方メートル	1 0 1 立方メートル	1, 0 0 1 立方メートル
2 0 ミリメートル	8 立方メートル	1, 4 8 0 円	ルから 2 0 立方メートル	トルから 4 0 立方メートル	トルから 6 0 立方メートル	トルから 1 0 0 立方メートル	トルから 1, 0 0 立方メートル	トル以上 4 1 7 円
2 5 ミリメートル	8 立方メートル	2, 2 5 0 円	方メートル	立方メートル	立方メートル	0 立方メートル	, 0 0 立方メートル	上 4 1 7 円
4 0 ミリメートル	8 立方メートル	5, 5 2	で 2 0	まで 2 4	まで 2 6	ルまで	メートル	

トル	ル	0 円	3 円	7 円	2 円	2 8	まで	
5 0 ミ	8 立方	9 ,				6 円	3 9	
リメー	メート	1 8					1 円	
トル	ル	0 円						
7 5 ミ	8 立方	1 9						
リメー	メート	, 8						
トル	ル	0 0						
		円						
1 0 0	8 立方	3 4						
ミリメ	メート	, 6						
ートル	ル	0 0						
		円						
1 2 5	8 立方	5 5						
ミリメ	メート	, 2						
ートル	ル	9 0						
		円						
1 5 0	8 立方	7 7						
ミリメ	メート	, 6						
ートル	ル	7 0						
		円						

(2) 浴場営業用及び臨時工事用

料 金 用 途	基本使用料		超過使用料（1 立方メートルにつき）	
	水量	使用料		
浴場営業用	8 立方メートル	1 , 4 8 0 円	9 立方メートルから 2 0 立方メートルまで 2 0 3 円	2 1 立方メートル以上 1 2 2 円

臨時工事 用	10 立方メ ートル	4, 790 円	11 立方 メートル 以上 461 円	
-----------	---------------	----------	------------------------------	--

第26条の見出し及び同条第1項本文並びに第28条の見出し中「水道使用料」を「料金」に改め、同条第2項を削る。

第30条第2項中「、その用途」を「、メーターの口径又は用途」に、「料率」を「料金」に改める。

第35条第10号中「70円」を「100円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。ただし、第35条第10号の改正規定は、同年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の宇治市水道事業給水条例（「以下「改正後の条例」という。）第35条第10号の規定は、令和8年4月使用分以後の水道料金に係る督促手数料について適用する。ただし、同年3月使用分及び4月使用分の水道料金をまとめて算定する場合における当該4月使用分の水道料金に係る督促手数料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例の規定（第35条第10号の規定を除く。）は、令和8年10月以後の使用分の水道料金について適用する。ただし、同年9月使用分及び10月使用分の水道料金をまとめて算定する場合における当該10月使用分の水道料金については、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から引き続き施行日以後継続して使用されている25ミリメートル以上の口径のメーターのうち、水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が改正後の条例第3条第5号に規定する定例日等に応じて定める期間内における1月当たりの平均使用水量

が 1 0 0 立方メートル以下であるものに係る改正後の条例第 2 5 条第 1 号の規定による基本使用料は、管理者が定めるところにより、当該メーターの口径を 2 0 ミリメートルとみなして同号の規定を適用することができる。

- 5 前 3 項に定めるもののほか、改正後の条例の施行に関し必要な経過措置は、管理者が定める。

(提案理由)

水道料金の改定等に伴い、所要の改正を行うものであります。